



ホテル・旅館業者の皆様へ

宿泊者名簿への正確な記載等の徹底をお願いします

御協力をお願いします

警察では、ホテル・旅館業者の皆様に、厚生労働省令により施行されている旅館業法施行規則に基づき、下記事項の徹底をお願いしています。

確認事項

- 宿泊者に対して、宿泊者名簿への正確な記載を働き掛ける
- 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の場合
 - 💡 宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底
 - 💡 旅券の写しを取り、宿泊者名簿とともに保存
- 宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合
 - 💡 その措置が国の指導によるものであることを説明
 - 💡 さらに拒否する場合は最寄りの警察署に連絡

「気づき」のポイント

- 身分証の呈示を拒否
- 期限切れの旅券を呈示
- 終日、客室に滞在
- 荷物が極端に少ない、又は極端に多いなど

警察に通報

皆様の御協力をお願いします

OKAYAMA POLICE



あなたの「気づき」が
テロを未然に防止します

岡山県警察